

条約証書交付に関する事項

改正規則

国際条約による証書に関する規則
登録規則細則

改正事項

条約証書交付に関する事項

改正理由

「海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令」の一部改正により、日本籍船に対する「液化ガスばら積船適合証書」の交付が可能となった。

今般、上記改正に伴い、日本籍船舶に適用する関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 国際条約による証書に関する規則において、液化ガスばら積船適合証書に関する要件を規定した。
- (2) 登録規則細則において、液化ガスばら積船適合証書発行に関する申込書の書式例（日本籍船舶用及び外国籍船舶用で共通）の様式を改めた。